

第6回 肝属川水系流域治水協議会  
第11回 肝属川水防災意識社会再構築協議会  
第5回 肝属川水系ダム洪水調節機能協議会

日時: 令和7年3月12日(水) 13:30～

場所: 大隅河川国道事務所 3階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 規約の確認

4. 議事

- ・「肝属川水系流域治水プロジェクト」の現在の取組み状況等
- ・水防災意識社会再構築協議会の取組項目の進捗管理
- ・肝属川水系ダム洪水調節機能協議会に関する今年度の取組み状況等

5. その他

6. 閉会

第6回 肝属川水系流域治水協議会  
第11回 肝属川水防災意識社会再構築協議会  
第5回 肝属川水系ダム洪水調節機能協議会

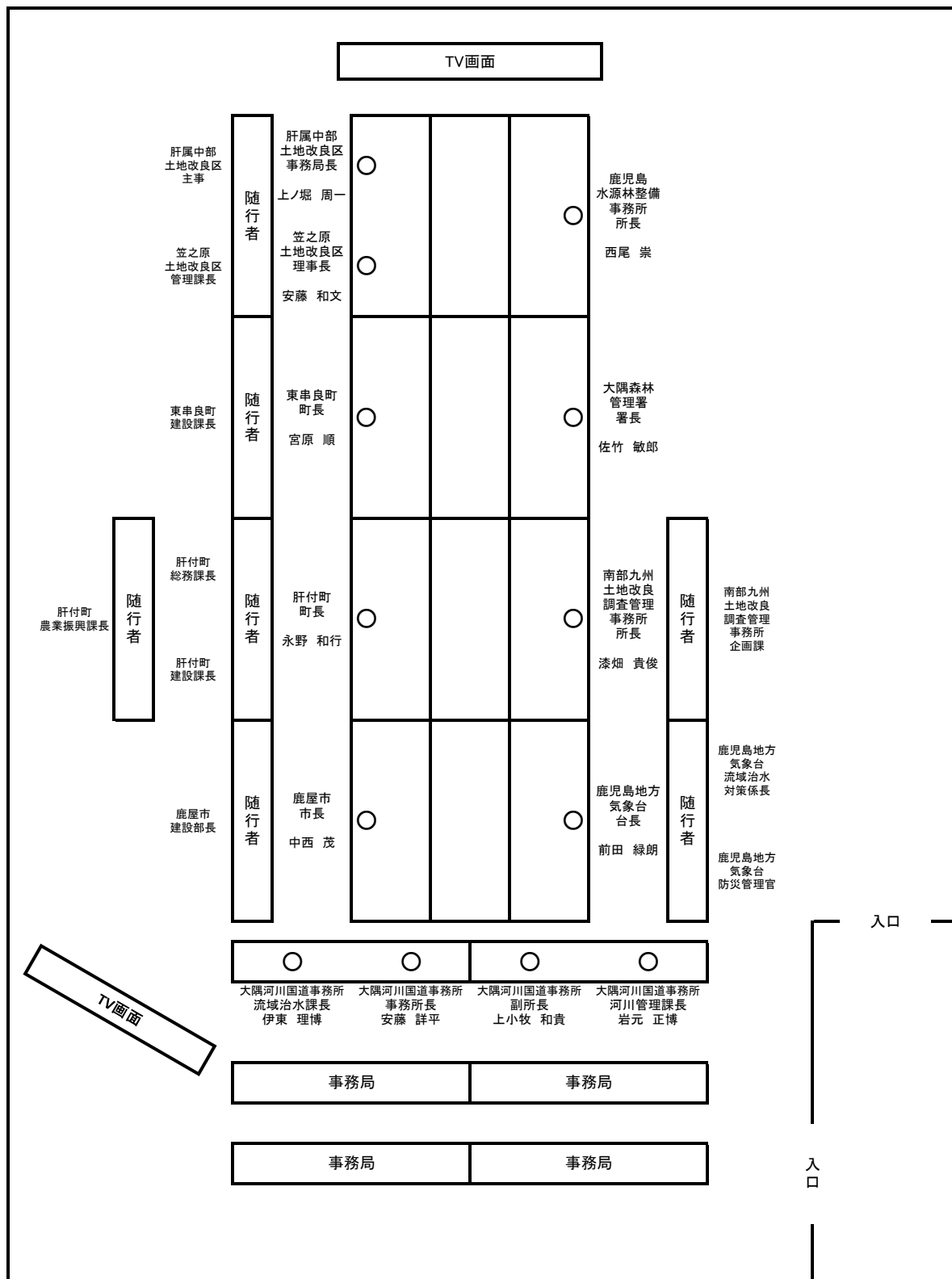
出席確認事前調査票

|    | 機 関 名         | 協議会 委員           | 流域治水 | 水防災<br>意識社会 | ダム洪水<br>調節機能 | 委員     |    | 代理出席者<br>(所属、氏名)    | 随行者<br>(所属、氏名)                                                              | 備考     |
|----|---------------|------------------|------|-------------|--------------|--------|----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|
|    |               |                  |      |             |              | 氏名     | 出欠 |                     |                                                                             |        |
| 1  | 鹿屋市           | 市長               | ○    | ○           | ○            | 中西 茂   | 出  |                     | (建設部長)武井 康文<br>(安全安心課長)温水 智洋                                                | 対面+WEB |
| 2  | 肝付町           | 町長               | ○    | ○           | ○            | 永野 和行  | 出  |                     | (総務課長)中島 史郎<br>(農業振興課長)竹之下 紀興<br>(建設課長)別府 昌吾                                | 対面     |
| 3  | 東串良町          | 町長               | ○    | ○           | ○            | 宮原 順   | 出  |                     | (建設課長)寺園 竜二                                                                 | 対面     |
| 4  | 鹿児島県          | 土木部長             | ○    | ○           | ○            | 木佐貫 淨治 | 欠  | (土木部)河川課長)<br>福永 和久 | (河川課技術主幹兼治水係長)<br>坂本 忠義<br>(河川課開発係長)石田 知謙<br>(河川課治水係)竹山 浩平<br>(河川課開発係)愛甲 和哉 | WEB    |
| 5  |               | 危機管理防災局長         | ○    | ○           |              | 桑代 毅彦  | 欠  |                     |                                                                             |        |
| 6  | 九州農政局         | 南部九州土地改良調査管理事務所長 | ○    |             | ○            | 漆畑 貴俊  | 出  |                     | (企画課)温水 福実                                                                  | 対面     |
| 7  | 九州森林管理局       | 大隅森林管理署長         | ○    |             |              | 佐竹 敏郎  | 出  |                     |                                                                             | 対面     |
| 8  | (国研)森林研究・整備機構 | 鹿児島水源林整備事務所長     | ○    |             |              | 西尾 崇   | 出  |                     |                                                                             | 対面     |
| 9  | 気象庁           | 鹿児島地方気象台長        | ○    | ○           | ○            | 前田 緑朗  | 出  |                     | (防災管理官)二村 真志<br>(流域治水対策係長)池 勝彦                                              | 対面     |
| 10 | 笠野原土地改良区      | 理事長              | ○    |             | ○            | 安藤 和文  | 出  |                     | (高隈ダム管理事務所)<br>用皆 功一                                                        | 対面     |
| 11 | 肝属中部土地改良区     | 理事長              | ○    |             | ○            | 永野 和行  | 欠  | (事務局長)<br>上ノ堀 周一    | (主事)今坂 希生                                                                   | 対面     |
| 12 | 九州地方整備局       | 大隅河川国道事務所長       | ○    | ○           | ○            | 安藤 詳平  | 出  |                     | (副所長)上小牧 和貴<br>(河川管理課長)岩元 正博<br>(流域治水課長)伊東 理博                               | 対面     |

第6回 肝属川水系流域治水協議会  
第11回 肝属川水防災意識社会再構築協議会  
第5回 肝属川水系ダム洪水調節機能協議会  
座席配置表

(日時) 令和7年3月12日(水) 13:30～

(場所) 大隅河川国道事務所 3階大会議室



## 肝属川水系流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 本協議会は、「肝属川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、肝属川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

### (幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 肝属川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (その他の会議)

第6条 協議会は、第5条の実施事項を推進するため、協議会構成員の同意を得て、前条までに掲げたもの以外に会議を設置することができる。

### (会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。
- 2 事務局は九州地方整備局大隅河川国道事務所に置く。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、令和 2年 8月 4日から施行する。
- 本規約は、令和 3年 3月 22日改正。
- 本規約は、令和 4年 2月 25日改正。
- 本規約は、令和 5年 3月 23日改正。
- 本規約は、令和 6年 3月 15日改正。

## 肝属川水系流域治水協議会 名簿

鹿屋市長

肝付町長

東串良町長

鹿児島県 土木部長

鹿児島県 危機管理防災局長

九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所長

九州地方整備局 大隅河川国道事務所長

九州森林管理局 大隅森林管理署長

（国研）森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所長

気象庁 鹿児島地方气象台長

笠野原土地改良区 理事長

肝属中部土地改良区 理事長

## 肝属川水系流域治水協議会 幹事会 名簿

鹿屋市 市民生活部長  
 鹿屋市 建設部長  
 鹿屋市 串良総合支所長  
 鹿屋市 吾平総合支所長  
 肝付町 総務課長  
 肝付町 建設課長  
 東串良町 総務課長  
 東串良町 建設課長  
 鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長  
 鹿児島県 土木部 河川課長  
 鹿児島県 土木部 砂防課長  
 鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課長  
 鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 河川港湾課長  
 鹿児島県 大隅地域振興局 農林水産部 林務水産課長  
 鹿児島県 大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課長  
 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所 企画課長  
 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 副所長  
 九州森林管理局 大隅森林管理署 森林技術指導官  
 （国研）森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 主幹  
 気象庁 鹿児島地方气象台 防災管理官  
 笠野原土地改良区 高隈ダム管理所長  
 肝属中部土地改良区 事務局長

## 肝属川水系の流域治水を考える連絡会 規約

### (設置)

第1条 本連絡会は、「肝属川水系の流域治水を考える連絡会」（以下「連絡会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本連絡会は、「肝属川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）規約第6条に基づき設置するものであり、肝属川流域における流域治水を推進するうえで各機関が抱える課題等を共有し、それを解決するための方針や対策について、国・県・市町等が連携して協議・検討を実施することを目的とする。

### (連絡会の構成)

第3条 連絡会は、協議会の幹事会と同じ構成（協議会規約別表2の職にある者をもって構成）とし、協議内容毎に連絡会構成員の中から関係する者を招集して開催するものとする。

- 2 連絡会の運営、進行及び招集は協議会事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、連絡会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者等）の参加を連絡会に求めることができる。

### (連絡会の実施事項)

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 流域治水を推進するにあたり各機関が抱える課題等の共有。
- (2) 流域治水を推進するための具体的手法等の調査検討。
- (3) その他、連絡会に関して必要な事項。

### (雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、連絡会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、連絡会で定めるものとする。

### (附則)

第6条 本規約は、令和 6年 3月15日から施行する。

## 肝属川水防災意識社会再構築協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「肝属川水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(設置)

第2条 水防法第十五条の九に基づく「大規模氾濫減災協議会」として、「肝属川水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第3条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係者が連携して、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第4条 協議会は、肝属川、串良川、高山川、始良川、下谷川、その他肝属川水系における指定区間内の一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第5条 協議会は別表1の職にあるものをもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑迅速な氾濫水の排水等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認

認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所調査第一課及び鹿児島県土木部河川課に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成28年 6月2日から施行する。

本規約は、平成30年 5月28日改正。

本規約は、令和 4年 2月25日改正。

別表1

肝属川水防災意識社会再構築協議会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所長  
気象庁 鹿児島地方気象台長  
鹿児島県 土木部長  
鹿児島県 危機管理防災局長  
鹿屋市長  
肝付町長  
東串良町長

別表2

肝属川水防災意識社会再構築幹事会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 副所長  
気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官  
鹿児島県 土木部 河川課長  
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長  
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 河川港湾課長  
鹿屋市 建設部長  
鹿屋市 市民生活部長  
肝付町 総務課長  
肝付町 建設課長  
東串良町 総務課長  
東串良町 建設課長

## 肝属川水系ダム洪水調節機能協議会 規約

### （設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「肝属川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取り組みをより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取り組みの継続・推進を図ることを目的とする。

### （協議会の対象のダム）

第3条 協議会は、肝属川水系における、高隈ダム、荒瀬ダムを対象とする。

### （協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にあたる者をもって構成する。

2. 協議会に会長をおき、大隅河川国道事務所長を会長とする。会長は、協議会を代表し、会務を掌理するものとする。
3. 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
4. 協議会の事務を行うため、事務局を大隅河川国道事務所に置く。

### （幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者とダム管理者と関係利水者との間で締結された治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作规程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取り組みに必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。  
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料については、協議会の了承を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

- この規約は、令和3年9月30日から施行する。  
この規約は、令和5年3月23日改正。

別表 1  
協議会構成メンバー

| 区分    |         | 所属名                   | 役職名  |
|-------|---------|-----------------------|------|
| 河川管理者 |         | 九州地方整備局 大隅河川国道事務所     | 事務所長 |
|       |         | 鹿児島県土木部               | 土木部長 |
| 利水ダム  | 高隈ダム管理者 | 笠野原土地改良区              | 理事長  |
|       | 荒瀬ダム管理者 | 肝属中部土地改良区             | 理事長  |
|       | 関係利水者   | 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所 | 事務所長 |
| 自治体   |         | 鹿屋市                   | 市長   |
|       |         | 東串良町                  | 町長   |
|       |         | 肝付町                   | 町長   |
| 関係機関  |         | 鹿児島地方気象台              | 台長   |

別表 2  
幹事会構成メンバー

| 区分    |         | 所属名                   | 役職名      |
|-------|---------|-----------------------|----------|
| 河川管理者 |         | 九州地方整備局 大隅河川国道事務所     | 副所長      |
|       |         | 鹿児島県土木部               | 河川課長     |
|       |         | 鹿児島県大隅地域振興局           | 河川港湾課長   |
| 利水ダム  | 高隈ダム管理者 | 笠野原土地改良区              | 高隈ダム管理所長 |
|       | 荒瀬ダム管理者 | 肝属中部土地改良区             | 事務局長     |
|       | 関係利水者   | 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所 | 企画課長     |
| 自治体   |         | 鹿屋市                   | 市民生活部長   |
|       |         |                       | 建設部長     |
|       |         |                       | 串良総合支所長  |
|       |         | 東串良町                  | 総務課長     |
|       |         |                       | 建設課長     |
|       |         | 肝付町                   | 総務課長     |
|       |         |                       | 建設課長     |
|       |         |                       | 農業振興課長   |
|       |         |                       |          |
| 関係機関  |         | 鹿児島地方気象台              | 防災管理官    |